

[事案 2021-27] 新契約取消請求

・令和3年8月13日 裁定終了

<事案の概要>

保険関係費についての説明がなかったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年10月に契約した変額保険3件について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に募集人から、保険料のうちいくらが運用に充てられるのか、といった保険関係費等について理解できるような説明を受けなかった。
- (2) 募集人から運用利回りを強調されたため、保険という概念は薄れ、投資と認識して申込みをした。
- (3) 他金融商品と比較した場合に、本契約は投資対象として遜色ないと考えていた。

<保険会社の主張>

募集人は、設計書等を使用して保険関係費等について十分に説明しており、申立人は申込内容を理解したうえで契約したことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による保険関係費についての説明が不十分であったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。